

# 問い合わせの多い内容にお答えします

産前産後休業中の保険料(掛金)を申出により免除しています。この制度について、問い合わせの多い内容にお答えします。

## Q1 産休中の職員の給与から保険料(掛金)が控除されています。休暇期間と保険料(掛金)免除期間は一致しないのですか？

### A1 休暇期間と保険料(掛金)免除期間は、必ずしも一致しません。

いわゆる産休と呼ばれるものには、「産前産後休業」と東京都などで実際に休暇期間として承認している「妊娠出産休暇」があり、それぞれ期間が異なります。

#### ●産前産後休業(単胎の場合)

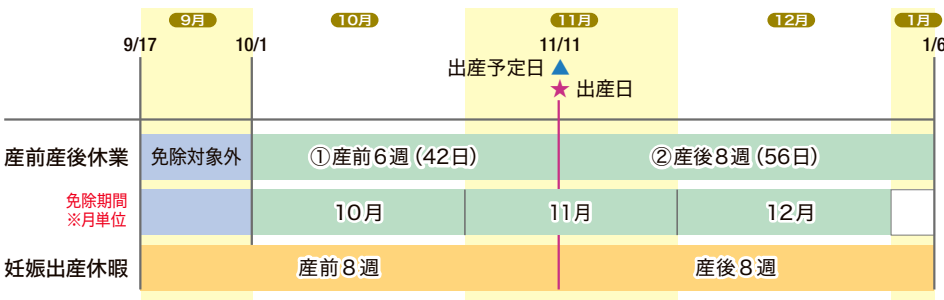
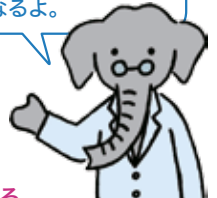
- ① 出産日以前6週間(出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日以前6週間)
- ② 出産日後8週間

#### ●妊娠出産休暇(単胎の場合)

妊娠中・出産後16週間

保険料(掛金)の免除期間は、「産前産後休業」を開始した日の属する月から、終了する日の翌日が属する月の前月までです。「産前産後休業」と「妊娠出産休暇」は期間に差があるため、休暇期間中であっても保険料(掛金)免除期間には当たらず、給与から掛金が控除されることがあります。

つまり、産前産後休業期間のうち、月末が属する月の保険料(掛金)が免除になるよ。



この例の場合、免除期間は10月～12月だね。



そのとおり！産前産後休業期間中でない9月や月末が属していない1月は免除にならないんだ。

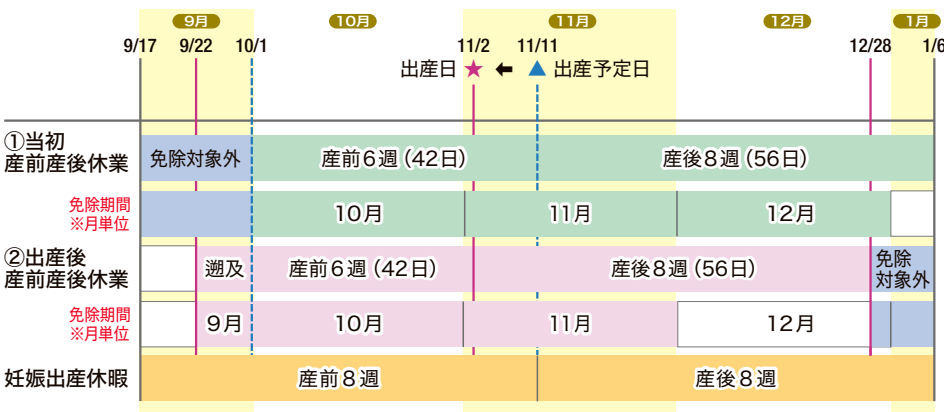


## Q2 産前産後休業保険料(掛金)免除申出書はなぜ2回提出するのですか？

### A2 免除期間が変わることがあるため、当初と出産後に申出書を提出する必要があります。

当初の申出書に基づいて保険料(掛金)免除期間を算定し、出産後の申出書に基づいて保険料(掛金)免除期間を確定します。以下のように、出産予定日と出産日が一致しない場合は保険料(掛金)免除期間が変わることがありますので、出産後も申出書の提出をお願いします。

※東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合は、システムへの入力処理も行ってください。



保険料(掛金)免除期間は、出産日を基準にしてずれるから注意してね。



この例の場合、9月は遡って免除になるけど、12月は月末が属していないので免除にならないよ。

12月に期末手当等が支給されている場合は、期末手当等の保険料(掛金)も、免除対象外になるね。



さらに詳しく知りたい方は、公立学校共済組合 東京支部ホームページの事例集をご覧ください。  
<https://www.kouritu.go.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinmenjyo/sankyu/index.html>



問合せ先

福利厚生課経理担当

☎03-5320-6822